

別表第3 (第6条関係)

点検項目		点検方法	判定方法	
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
		漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。
		容器	可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
		計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類(温度計、湿度計、圧力計等)が機能していること。
		タンク本体	1 タンク(地下タンクは除く。)にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
		配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合には、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	著しい腐食及び損傷がないこと。

綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。
	集積単位	集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。
	計器類に関する監視（廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合）	1 温度測定装置の設置の有無を目視により確認すること。 2 水管理又は温度、可燃性ガス濃度の監視による廃棄物固形化燃料等の発熱の状況の監視に関する実施状況を関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 温度測定装置が設置されていること。 2 設置された計器類（温度、水分量又は可燃性ガスを測定する装置等）が機能し、水管理又は発熱状況の監視が適切に実施されていること。

備考

- 1 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和51年条例第5号。以下「火災予防条例」という。）で定められた指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 2 火災予防条例で定められた数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量以上）の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。
- 3 地下タンクからの可燃性液体及び指定数量5分の1以上指定数量未満の動植物油類の漏れの有無は、漏洩を検知する設備により確認すること。